

【会津若松市】 令和4年度 『ごみ処理原価』について

令和5年12月 廃棄物対策課

◎ はじめに

私たちが生活している限り、ごみは必ず発生します。
ごみを適正に処理するためには、処理をする職員の労力、施設を動かす燃料、電気などのエネルギー、そして、それらの対価としての「お金」がかかります。

会津若松市では、ごみの処理にかかる費用はすべて一般財源（市民税、固定資産税など）でまかっています。

これより、令和4年度のごみ処理にかかった経費について報告します。



(1) ごみ処理経費の計算方法

ごみの「処理」とは、家庭や事業所から出たごみや資源物を収集し、処理場まで運搬し、焼却・埋め立て・リサイクルなど適正に処分、再利用するまでのすべての作業を指します。

会津若松市では、環境省が定めた『一般廃棄物会計基準』という経費の計算方法を取り入れ、「ごみ処理原価」として、ごみ処理にかかる経費を計算しています。

● 会津若松市の「ごみ処理原価」について

「一般廃棄物会計基準」では、経費を ① 収集運搬部門（ごみの収集、処理場までの運搬にかかる経費）、② 中間処理部門（ごみ処理施設での、焼却処理、破碎処理等にかかる経費）、③ 最終処分部門（最終処分場での埋立処理等にかかる経費）、④ 資源化部門（資源物の処理にかかる経費）、⑤ 管理部門（契約、経理、排出指導等の事務作業にかかる経費）に分けます。

その他の広報・意識啓発事業にかかる経費、環境美化、不法投棄の防止、不法投棄物や災害等廃棄物の処理にかかる経費、補助金等は「ごみ処理原価」の中には含めません。

本市では、基本的には基準どおりに計算していますが、行政回収（市のごみ収集）と集団回収との経費の比較をより正確に示すため、国の基準では「ごみ処理原価」に含めない「集団回収奨励金（特別奨励金含む）」を原価計算に含めています。

【ごみ処理原価に含める経費】

大部門	小部門	説明
作業部門	収集運搬部門	ごみ・資源物の収集運搬にかかる経費 ※委託の収集だけでなく、直営の粗大ごみ収集も含む ※集団回収奨励金を含む
	中間処理部門	ごみ（「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」）の焼却、破碎にかかる経費
	最終処分部門	ごみ（「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」）の埋立処理にかかる経費
	資源化部門	資源物の処理（バール化などの中間処理も該当）にかかる経費。 ※本市、「リサイクルコーナー」の維持管理経費も計上。
管理部門		契約、経理事務、排出指導等にかかる経費。

【ごみ処理原価に含めない経費】

項目	説明
一般廃棄物処理計画の策定にかかる経費	ごみ処理基本計画、分別収集計画など。
許可業務にかかる経費	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設の許可。
広報・普及啓発にかかる経費	ごみ・資源物排出カレンダーの作成、見学会、環境フェスタなど、各種イベント、意識啓発活動。
不法投棄防止対策にかかる費用	不法投棄監視員の委嘱、パトロールなど。
不法投棄物、災害ごみの収集運搬、中間処理、最終処分等にかかる臨時的な経費	不法投棄物収集、適正処理困難物処理、災害等廃棄物処理事業、処理施設の整備にかかる積立金など
補助金等	生ごみ処理機等設置補助金、一般廃棄物収集運搬許可業者等緊急支援金、家庭系ごみ収集運搬業務継続支援事業補助金など。

◎ごみ処理経費には、し尿処理にかかる経費は含めません。

◎会津若松市のごみ処理について

会津若松市では、粗大ごみ以外のごみの収集は、民間の業者に委託して実施しています。また、ごみの処理は、本市を含めた10市町村で構成される『会津地方広域市町村圏整備組合』が運営するごみ処理施設（環境センター）で行っており、本市はその運営費用の一部を負担しています。
 本市のごみ処理経費は、民間の業者への委託料と環境センター運営のための負担金が大部分を占めています。

(2) 令和4年度 ごみ処理原価

令和4年度のごみ処理原価は、次のとおりです。

① ごみ処理にかかる経費

ごみの種類	ごみ処理原価 (千円)	前年度比 (千円)	ごみ処理単価 (円/kg)	前年度比 (円/kg)	一人あたり ごみ処理経費 (円/人)	前年度比 (円/人)
燃やせるごみ	662,612	-66,657	17.52	-1.58	5,777.57	-509.23
燃やせないごみ	187,672	22,060	72.82	11.92	1,636.38	208.69
粗大ごみ	69,323	3,501	191.76	15.64	604.45	37.02
ペットボトル	26,542	8,846	87.50	28.43	231.43	78.88
プラスチック製 容器包装	82,575	3,299	94.56	1.04	720.00	36.59
びん類	70,418	1,807	101.35	4.20	614.00	22.53
かん類	36,962	-102	118.29	9.66	322.29	2.77
古紙類	96,671	318	57.04	0.11	842.91	12.28
古着	5,175	1,899	172.79	-5.45	45.12	16.88
リサイクル品	8,155	-666	2,886.78	1,328.33	71.11	-4.93
川ざらい土砂	5,227	1,223	8.50	0.07	45.58	11.06
給食施設生ごみ	8,295	485	98.13	4.25	72.33	5.00
合計/全体	1,259,627	47,298	27.77	-0.29	10,983.17	-82.47

表：ごみ処理にかかる経費

② 集団回収にかかる経費

ごみの種類	ごみ処理 原価 (千円)	前年度比 (千円)	ごみ処理 単価 (円/kg)	前年度比 (円/kg)	一人あたり ごみ処理経費 (円/人)	前年度比 (円/人)
かん類	168	4	4.83	0.03	1.46	0.05
古紙類	4,735	-251	4.05	-0.01	41.29	-1.69
布類	11	-3	4.37	0.14	0.10	-0.02
リターナブルびん	43	-3	3.99	0.14	0.37	-0.03
廃食用油	4	-2	4.74	-0.02	0.03	-0.02
合計/全体	4,961	-255	4.07	-0.01	43.26	-1.71

表：集団回収にかかる経費

◎人口：114,687人（令和4年10月1日現在、現住人口）

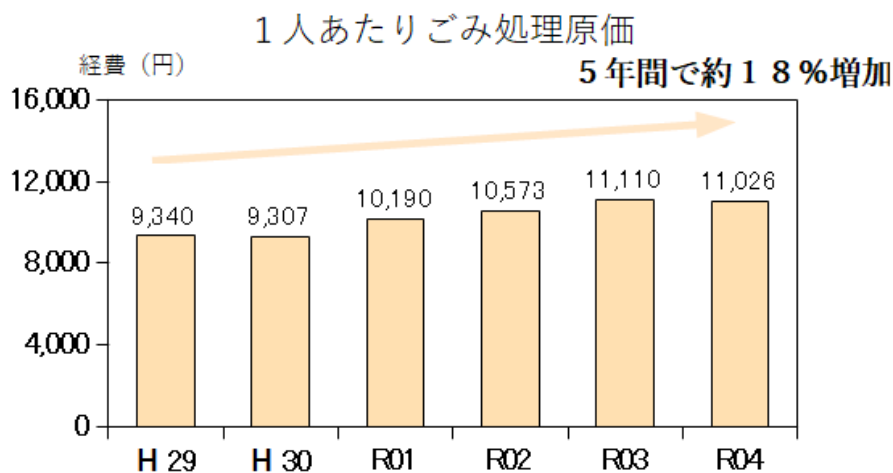
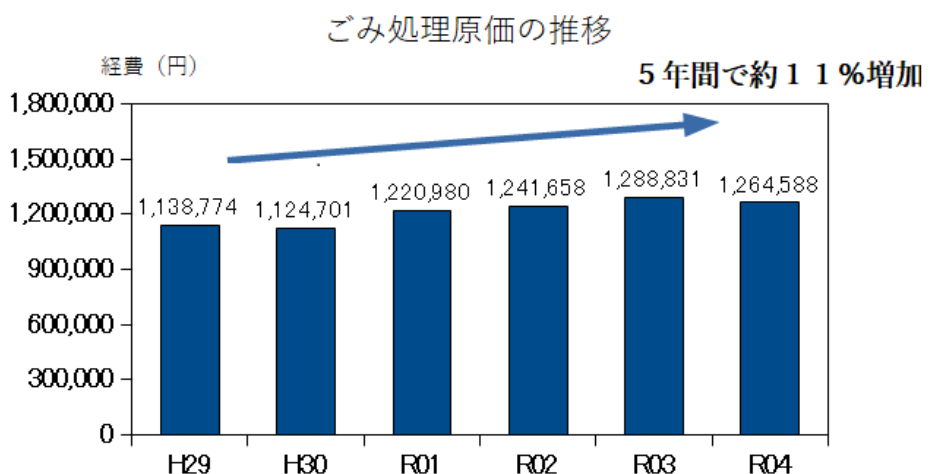
※ 詳細は、ホームページ巻末の【資料】を参照下さい。

(3) ごみ処理原価の推移

ごみ処理原価の推移は以下のとおりです。

年度	H29	H30	R01	R02	R03	R04
処理人口（各年10月1日時点）	121,925	120,841	119,820	117,433	116,000	114,687
①市のごみ収集・処理にかかる経費（千円）	1,131,159	1,117,641	1,214,747	1,236,349	1,283,614	1,259,627
②集団回収にかかる経費（千円）	7,615	7,060	6,233	5,309	5,217	4,961
合 計（①+②）	1,138,774	1,124,701	1,220,980	1,241,658	1,288,831	1,264,588
1人あたりのごみ処理原価（円） （①+②）÷人口	9,340	9,307	10,190	10,573	11,110	11,026

図：ごみ処理原価の推移

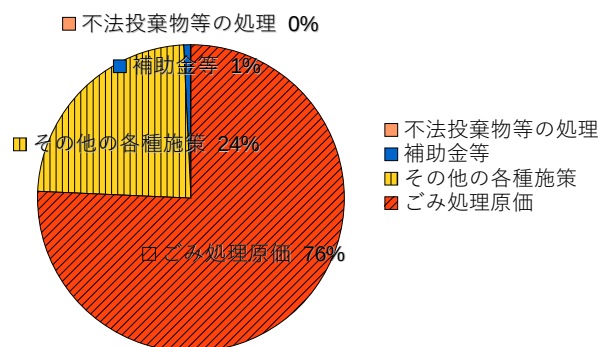


(4) ごみ処理事業全体にしめる「ごみ処理原価」の割合

市では、ごみの処理以外にも、ごみ・資源物排出カレンダーの発行、分別や3Rの取り組みのPRなどの意識啓発事業や、ポイ捨て、不法投棄の防止などの環境美化活動、生ごみ処理機の設置補助など公衆衛生・生活環境の保全のための様々な事業を行っています。これらの事業を含めたごみ処理事業全体（行政コスト※1）と、それに含まれる「ごみ処理原価」の割合は次のとおりです。

【令和4年度 ごみ処理事業にかかる経費(行政コスト)】

ごみ処理事業の運営に要する経費の割合



(単位:千円)

部門	金額
ごみ処理原価	
市の処理(収集運搬・処分)にかかる経費	1,259,627
集団回収にかかる経費	4,961
小計	1,264,588
その他の各種施策にかかる費用	
計画策定に要する経費	74
許可の業務に関する経費	0
一般廃棄物排出事業者にかかる費用	0
広報・普及啓発にかかる経費	5,604
不法投棄等の防止にかかる経費	5,183
その他の経費※	382,211
小計	393,072
経常移転支出	
補助金等	12,000
小計	12,000
不法投棄物等の処理などにかかる経費	
適正処理困難物等の処理にかかる経費	737
小計	737
合計	1,670,397

※2 その他の経費には、処理施設の整備にかかる積立金などにかかる経費が含まれます。ごみ処理経費の計算の際には、し尿処理にかかる経費は除きます。

※1 行政コスト・・・市が行う一般廃棄物（ごみ）の処理に関する事業について、対象期間に要したすべての費用を表したもの

(5) 収入

市では、収集したごみや資源物のうち、有価物として売れるもの（スチール缶、アルミ缶、古紙）については、民間業者へ売っています。

また、小動物の焼却や、収集運搬業者の許可の申請・更新の際の手数料などを徴収しています。

令和4年度の収入は次のとおりです。

【令和4年度 収入】

項目	収入額（千円）
資源物売り払い収入	6,945
小動物死体処理手数料	680
一般廃棄物許可申請等手数料※1	172
洗車場管理運営協力金	619
広告料収入	396
その他の収入※2	497
合計	9,309

表：ごみ処理事業における収入

※1・・・許可手数料等には、一般廃棄物処理業許可、浄化槽清掃業許可、施設器材検査手数料が含まれます。

※2・・・その他の収入には、光熱水費徴収金、会津若松地方広域市町村圏整備組合収入、土地貸付収入等が含まれます。

(6) ごみ処理事業全体の経費の推移

ごみ処理事業全体の経費の推移は以下のとおりです。

年度	H29	H30	R01	R02	R03	R04
処理人口（各年10月1日時点）	121,925	120,841	119,820	117,433	116,000	114,687
①市のごみ収集・処理にかかる経費	1,131,159	1,117,641	1,214,747	1,236,349	1,283,614	1,259,627
②集団回収にかかる経費	7,615	7,060	6,233	5,309	5,217	4,961
③ごみ減量施策にかかる費用	11,990	11,060	11,629	16,587	14,027	22,861
④災害等廃棄物や不法投棄物の処理にかかる経費	820	734	853	886	1,071	737
⑤施設の維持管理にかかる積立金等	409,355	407,954	414,192	403,320	379,229	382,211
合計（①+②+③+④+⑤）	1,560,939	1,544,449	1,647,654	1,662,451	1,683,158	1,670,397
1人あたりのごみ処理経費（事業全体） （①+②+③+④+⑤）÷人口	12,802	12,781	13,751	14,157	14,509	14,564

表：ごみ処理経費の推移

